

○中国地方整備局告示第四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年五月二十五日

中国地方整備局長 森戸 義貴

第1 起業者の名称 広島県

第2 事業の種類 二級河川沼田川水系天井川支川6 溪流及び同支川6 隣溪流砂防堰堤工事（広島県三原市小泉町字耳津山地内から同町字山之神地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県三原市小泉町字耳津山、字桜ヶ谷裾及び字山之神地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県三原市小泉町字耳津山、字桜ヶ谷裾及び字山之神地内の区域（以下「本件区域」という。）における「二級河川沼田川水系天井川支川6 溪流及び同支川6 隣溪流砂防堰堤工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件区域は、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により令和4年5月13日付け国土交通省告示第554号及び令和4年11月25日付け国土交通省告示第1226号において砂防設備を要する土地に指定されていることから、本件事業は同法第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

砂防設備の工事は、砂防法第5条の規定により都道府県知事が施行することが義務付けられており、本件区域は、同法第2条の規定により砂防設備を要する土地に指定されていること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である広島県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

- (1) 得られる公共の利益

本件区域に位置する天井川支川6 溪流及び同支川6 隣溪流の2か所の溪流（以下「本溪流」という。）は、広島県三原市小泉町字耳津山、字桜ヶ谷裾及び字山之神地内に位置し、標高212mの山地を南東へ流下した後、二級河川沼田川水系天井川を経て、二級河川沼田川右岸に合流している。

本件区域一带を含む広島県では、広島花崗岩が風化した「マサ土」と呼ばれる砂質土が広範囲に分布しており、大雨により山腹崩壊や土石流が発生しやすい土壌であることから、平成3年、平成11年、平成26年など繰り返し大規模な土砂災害に見舞われており、近年では、平成30年7月の西日本豪雨（以下「平成30年7月豪雨」という。）により県内全域で死者87人、1,242か所の甚大な土砂災害が発生し、この影響を受けて、幹線道路の多くが被災し、県内東西軸の交通網が寸断するなど、広島県が管理する路線の132路線272区間において災害通行規制に伴う大幅な迂回などが発生し、支援物資の輸送や企業の経済活動、県民の日常生活に著しい影響を及ぼした。

本溪流下流域においても、住家2棟、農地0.7haが土石流による被害を受け、第1次緊急輸送道路に指定され、広域ネットワークの骨格とされている主要地方道三原竹原線は210mにわたって当該土石流の被害を受け、7日間の通行止めが発生した。

平成30年7月豪雨災害発生後に実施した溪流調査においては、本溪流に不安定な土砂が堆積するなど、豪雨時には土石流が発生する危険性が依然として高い状況にあることが判明している。

本件事業は、本溪流の下流域に位置する家屋、道路等を保全対象として、不安定土砂に対する安全性を確保するとともに、100年超過確率の降雨量に伴って発生する可能性のある土石流及び流木を抑止及び捕捉することを目的として、本溪流の天井川支川6 溪流及び天井川支川6 隣溪流それぞれに砂防設備を整備する事業であり、本件事業の完成により、豪雨時等における土石流災害を抑制し、本溪流の下流域の住民の生命及び財産の保全並びに道路等の社会資本の保全が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等と与える影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定められた環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年12月から令和3年10月にかけて、同法等に準じて任意で工事実施に伴う影響を調査等しており、その結果によると、振動については法令に定められた基準を満足するとされており、騒音については法令に定められた基準を超える値が見られるものの、防音シートの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ハヤブサ、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカその他これらの分類に該当しない学術上または希少性等の観点から重要な種（以下

「重要な種」という。)が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているヒメコヌカグサ、タコノアシが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、改変区域外に生息又は生育が確認されていることから影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、工事を一時中止し関係機関に連絡するとともに、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり、遺構等が確認された場合は、起業者は、三原市教育委員会等と調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本溪流の下流域に位置する家屋等を保全対象として、不安定土砂に対する安全性を確保するとともに、100年超過確率の降雨量に伴って発生する可能性のある土石流及び流木を抑止及び捕捉することを目的として本溪流に砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める当該目的で実施する事業の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の砂防えん堤の建設位置について、天井川支川6溪流は申請案である下流案、中流案及び上流案の3案について、天井川支川6隣溪流は申請案である1基案（不透過型）、2基案（不透過型）及び1基案（部分透過型）の3案について、社会的、技術的及び経済的な面により検討が行われている。天井川支川6溪流については、申請案と他の2案を比較すると、施設規模が小さいため施工性に優れること、事業費が最も低く経済性に優れること、取得面積が最も少なくなること等の理由から、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。次に、天井川支川6隣溪流については、申請案である1基案（不透過型）と他の2案を比較すると、施設規模が小さいため施工性に優れること、事業費が最も低く経済性に優れること、取得面積が最も少なくなること等の理由から、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本溪流は豪雨時に土石流が発生する危険性が依然として高い状況にあることから、豪雨時等における土石流災害を抑制するため、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、三原市長及び三原市議会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。
したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県三原市役所